

# 平成 29 年第 1 回北川村議会定例会

## 施政方針・行政報告

(平成 29 年 3 月 8 日)

おはようございます。平成 29 年第 1 回北川村議会定例会を召集しましたところ、議員各位には公私何かとご多用のなか、ご出席をいただき、本議会定例会が開かれますことを厚くお礼申し上げます。

開会にあたりまして、平成 29 年度の村政運営に対する私の基本方針と主要施策の概要を申し上げ、議員の皆様並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

### <村政運営に関する基本方針>

村長就任以降、機会あるごとに人口推移について語ってきました。2015年の国勢調査において北川村の人口は、1,294人。国の推計では、北川村の人口が1,000人を割るのは2030年、980人となっています。1,000人を割りこんだ後、最も感傷的、悲観的になる出来事は、保育や小中学校で卒園、卒業する子どもがいない年代が生じたときです。

1,000人を割り込むまでに、足掻ききらなければ衰退の一途を辿ることとなります。そうならないよう政策を実行しなければならぬと、議員の皆様が事あるごとに叱咤激励の言葉をかけてくださるなど、応援してくださっていることに、深く感謝申し上げます。

平成29年度当初予算査定終了後の打合せ会において、20年後、30年後においても北川村が存在し続けるために、「北川村に住み続ける。北川村に、帰ってきて住む。北川村に移住する。」と考

えてもらうためには、「他の行政と横並びでは、人は振り向かない」ということを私から各課長、所属長に伝え、それぞれが配下の職員に対し、その意識を持って業務に励んでもらえるように努めることを求めました。「職員が意識を持ち、船を動かし、変化の流れを作るという気概をもっと高めて欲しい」と願っているからです。そして、「漫然とこれまで通りのことを行っているのは、成果を求めることが出来ず、変わることが出来ない」「変わるためには何が必要なのか」想いに差はあれど、全職員に考えて欲しいと願っているからです。

来る平成 29 年度は「北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実行 2 年目を迎えます。2030 年には本村の人口が 1,000 人を割り込むと予想されている中で、地方創生戦略を通じまして、私が繰り返し一貫して申し上げております村政運営の基本姿勢は、大きく 2 つです。

一点目は、「北川村に住んで生活することができる収入を得られなければ、人は北川村に住み続けることができない」ということ。

二点目は、「収入を得られても、十分な生活環境がなければ、やはり、人は北川村に住み続けることはできない」ということです。

言い換えれば、「収入を得られる産業の構築」と「生活環境を整えること」を車の両輪として進め、これからの厳しい時代を生き残り、将来にわたって希望を持って暮らせる北川村の礎をしっかりと作ることが、村の舵取りを任せられた私の使命だと考えております。

平成 28 年度は地方創生の実行初年度として、産業の構築に関しては、村内のゆず園地の集約化の準備を進めてまいりました。教育委員会には、保・小・中連携を推進する特任次長を置き、

北川村で育つ子供たちの教育環境や子育て支援を充実させるための取組みを開始いたしました。

これらの取組みはまだまだ緒に就いたばかりであり、一つ一つの取組みが目標に向かって、確実に成果が上がるよう、今後、不断の努力を積み重ねていく必要があります。

このため、私が先頭に立ち、まずは役場の中の意識から変えていく必要があります。「事業の目的は何なのか」「目的とする成果は出ているのか」「やり方を変える必要はないか」など、目的意識と成果を徹底的に追及して、日々の業務を見直してまいります。

当然、地方創生は村職員だけで成し遂げられるものではありません。議員の皆様、村民の皆様と共に「このままでは北川村が将来無くなってしまいかもしれない」という危機感を共有し、課題解決にオール北川村で取り組んでいく所存であります。

### <平成 29 年度の予算編成について>

次に、北川村の平成29年度一般会計当初予算案についてご説明申し上げる前に、該当担当部署における検認不足により、再び予算書等の差し替えをさせていただかなければならなくなったこと、私の至らなさから議員の皆様をはじめ事前配布させていただいた皆様方にご迷惑をお掛することになってしまい、誠に申し訳ありませんでした。お詫び申し上げます。今後は、要点査定に止まらず、これまで以上に検認してまいりますので、ご容赦賜りますようお願い致します。

平成29年度の予算編成にあたりましては、2060年に目指すべき北川村の姿として掲げました「千人の家族が子どもを育むゆず王国北川村」を達成するため、①生活できる産業の構築 ②家庭教育と学校教育の充実 ③生活社会基盤の充実と有効活用 ④村民の安全・安心の確保 ⑤日本一の元気な長寿村づくり の5つ

の基本政策について、より成果を求めて事業内容を精査いたしました。それぞれの政策の目標と課題を明確にしていく中で、子育て支援の分野については、その視点を家庭教育に広げて対応すべき、との所管部署からの提案を受け、変更することといたしました。

平成29年度一般会計当初予算案の歳入歳出予算の総額は、新たな宅地造成や北川村温泉の改築工事など、投資的事業を積極的に盛り込んだことから、平成28年度当初予算を984,647千円上回る3,026,180千円となっております。

予算総額では平成28年度から大幅に増額してはいるものの、国庫補助金や県支出金を積極的に確保するとともに、過疎対策事業債など有利な地方債を借り入れることにより、一般財源の必要額は1,728,379千円となっており、平成28年度当初予算比で、279,761千円増に留めることができました。

また、これまでの地方債の新規発行額の抑制や行財政改革の推進による村債残高の減少、基金残高の増加により、当面の財政運営は健全な状態で推移する見通しとなっております。

しかしながら、今後は、地方交付税の削減も懸念されることから、引き続き各事業の効果を厳しく見直していくとともに、国や県との連携協調により財源確保を図るなど、安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、5つの基本政策について、平成29年度の実行方針をご説明申し上げます。

### <生活できる産業の構築について>

まず、「生活できる産業の構築」について申し上げます。

冒頭申し上げましたように、村に住んで働き、生活に必要な収入を得られることを目指し、農業、特に最優先すべき課題であるゆずの振興を軸にハード・ソフト両面から取り組んでおります。

ハード面におきましては、耕作放棄地などを積極的に活用し、園地を集約することで収入を得られる基盤を作ってまいります。

北川村のゆず農家の平均耕作面積は現在、約4反です。親から子へ、または孫へゆず園地を継承するには、効率の良い新たな園地を確保して営農を安定させることが必要です。このため、村が農地を購入し基盤整備を行うなど、ゆず栽培を希望する後継者に担っていただくことを何としても進めていかねばなりません。

平成29年度は、これまで準備を進めてまいりました和田日曾裏地区、野友地区の2か所で、地元地権者の皆様のご理解を頂き、大規模園地整備の具現化に努めてまいります。

このうち、和田日曾裏地区では、現在、造成工事の詳細設計を行っており、平成31年度の完成を目指してまいります。

一方、野友地区では、造成工事の基本設計を行っており、現在奈半利川河川改修事業計画と調整中です。第2回目の地元説明会は平成29年度当初に行う予定であり、地権者の方々から合意が得られましたら、早々に詳細設計を実施するとともに、村の土地開発基金を活用しながら用地買収に取りかかって行く予定です。今後も地元や安芸土木事務所と調整をとりながら事業を進めてまいります。

これらの整備と併せまして、比較的短期間で造成が可能な小規模園地整備の取組みを始めます。今年度、耕作放棄地や新たな担い手を探している村内の園地6か所で調査を行いました。

平成29年度は、その中でも早期に実施可能性が高いと判断した加茂、二タ又、野川の3地区で小規模基盤整備を進めていくことといたしました。

このうち、加茂地区の候補地では、土地改良区と連携して現地確認を行い、段差の解消や排水対策について検討を行ったところです。今後、地権者との具体的な交渉を経て基盤整備に着手いたします。

このように、園地の流動化は地権者をはじめ、地域の皆様の積極的な情報提供や取りまとめなど、ご協力が必要です。引き続き事業へのご理解とご支援を賜りますよう、関係者、関係団体へ更に働きかけてまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、こうした大規模、小規模の園地整備の用地交渉等を効率的に進めるため、本年2月から農地利用集積専門員を配置し、推進体制を整備しました。基盤整備を円滑に進めるためには、国や県、関係する機関の支援も欠かせません。このため、昨年9月に県などと設置した北川村ゆずプロジェクトチームで、引き続き効果的な整備手法を検討していくとともに、必要に応じ、国等に基盤整備の補助要件の緩和など、支援策の拡充を要望してまいります。

次に、ソフト面の対策としましては、ゆず園地の若返りと担い手の確保が大きな課題です。このため、JA土佐あきやゆず部会と連携を密にしながら、村内で優良苗木を供給できる体制を強化してまいります。併せまして、移住者用住宅の整備、新規就農者に対する支援、研修受入れ先の確保や斡旋など、新たなゆずの担い手づくりを包括的に推進してまいります。

ゆずで生計が立てられる基盤ができれば、村民の皆様の子どもや孫など、北川村に地縁・血縁のある方々が村に帰って「ゆずをやってみよう」という動機づけや新たな移住者の獲得にもつながることが可能だと考えております。

平成28年度は、2名の若手ゆず就農希望者が村外から移住するなど、新しい取組みが芽だしをしつつありますので、小さい村だからこそできる迅速かつきめ細かな対応で担い手の確保に取り組んでまいります。

ゆずの振興につきましては、1～2年ですぐに結果が現れるものではありませんが、平成29年度には、これまで以上に村民の皆様のご協力をいただきながら、1つでも2つでも目に見える形で成功例を作り上げていくことで、村内全体に「やればできる」という気運を醸成していきたい、と考えています。

### <家庭教育と学校教育の充実について>

二つ目として「家庭教育と学校教育の充実」の取組みについてご説明申し上げます。

北川村の将来を託すことができる人材を育成することは、村を存続させるうえで基本的かつ重要な課題です。このため、家庭と学校の両面から教育のあり方を考えるとともに、地域全体で子育てをどのように支援していくのかを検討し、実行していく必要があります。

「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と教育基本法に定められています。一般的に云われている事ですが、私も家庭は子どもが成長する原点であり、

全ての教育の根幹であると考えています。その家庭は、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものです。

しかしながら、核家族化や少子化、地域における繋がり希薄化など、家庭や家族を取り巻く社会情勢の変化の中で、家庭の教育力の低下が懸念されています。

これまで村では、保護者の学習機会を確保するための講座の開催や放課後子ども教室、子ども会の活動など、地域と子どもたちとの交流の場づくりを進めるなど、家庭を支援するために必要な施策を講ずるよう努めてまいりましたが、今後さらなる社会の変化の中、地域全体で教育力をいかに向上させ、北川村の将来を担う子どもたちを育むかが重要な課題となります。

このため、まずは保護者の皆様に関心を持っていただき、その中から活動の中心となる人材を育成することで、地域全体の活動につなげていく、というステップを踏んだ粘り強い取組みが必要となります。

こうした一連の取組みを強化するため、平成29年度は保護者の学習の場として、昨年に引き続き高知大学との連携講座を開催するとともに、地域の活動の場でもある子ども会の育成、放課後子ども教室の充実にも取り組んでまいります。また、子ども連絡会を定期的を開催し、学校、家庭、地域の現状と課題を共有することで、活動のステップアップにつなげてまいります。

次に、学校教育につきましては、社会生活において必要となる知識及び思考力、身体能力を北川中学校卒業生全員が身に付けることを目的に保育、小学校、中学校の一体化を目指します。

平成27年国勢調査時の北川村における0歳から14歳の人数は、1

39人となっており、国の人口推計において北川村の人口が 1,000人を割り込む2030年には、103人にまで減少すると予測されています。近年は、毎年、出生人数が5名前後で推移しており、このままでは複式学級が恒常的になり、その後、卒業生がいない年代が発生するなど、学習集団として、ますます切磋琢磨できる環境は厳しくなります。まず、北川村に住みたい、北川村で教育を受けさせたいと思ってもらえるような教育環境を整備しなければなりません。

当たり前のことですが、北川村の教育環境は、北川村で整備しなければなりません。これからは、「探究的な学び、主体的・対話的で深い学び」が求められます。北川村教育大綱で明示したしっかりした学びを身に付け、郷土を愛する児童生徒に育ててもらいたいということを基本に、添付資料のとおり北川村みどり保育所、北川小中学校の一体化推進プロジェクト（たたき台）を作成しています。これは、単に保育・小学校・中学校を合わせれば良いものではありません。0歳から中学校を卒業する15年間しっかりした計画を持って、指導内容を統一、系統的にした一貫教育プログラムで成長を育まなければなりません。

平成29年度に設置する北川村保育・小学校・中学校一体化推進会議は教育長を筆頭に学識経験者、県教委関係者、地区代表者など地域教育に関わる方々で構成したいと考えています。知事は先日、県議会での教育政策に対する答弁において、「障害のある方々を含めて様々な人々が生き生きと活躍できる「共生社会」の形成に向け、インクルーシブ教育システムの構築を目指す」と答えられました。私は、村民の皆様をはじめ教育に関わる方々の力をお借りし、その会議において、まずは、北川村の未来を担っていく子ども達への願いや思いを基盤に、一人一人の個性を大切にし、それぞれの成長を鑑みた教育を行う体制を含め、北川村の保小中

一貫した今後の教育の在り方を、早急に設計し、今世紀に相応しい学びの環境を作ってまいります。

昨年4月の異動において、教育委員会に保・小・中連携の特任次長を配置し、少人数だからこそ可能となる教育環境の検討や県教育委員会と保・小・中一体化に向けた制度に関する勉強会などを行ってまいりました。

その結果、県からもこのプロジェクトについて全面的な支援をいただけることとなり、4月1日に教育委員会に新たに「保育・小学校・中学校一体化推進室」を設置し、専任スタッフを配置することとしました。

新たな体制のもと、平成29年度早々には北川村総合教育会議の場で基本的な方向性をご協議いただいた上で、関係者のご意見もお聞きしながら具体的な制度設計について検討を深め、2年後の平成31年4月を目標に北川村の新たな学校体制をスタートさせたいと考えております。

### <生活基盤の充実と有効活用について>

三つ目に「生活基盤の充実と有効活用」についてご説明いたします。

典型的な中山間地域であるとともに、全国屈指の多雨地域でもある北川村においては、村民の皆様の安全・安心に直結する基盤整備が大変重要です。中でも、四国8の字ネットワークの一部であります阿南安芸自動車道の開通は、村にとって最重要課題の一つです。

現在、徳島県阿南市を起点として高知県安芸市におよぶ全延長約110kmのうち、開通している延長は14.3kmと全体の約13%にとどまっております。

北川村の主要道路であります国道 493 号線は道幅が狭隘なうえ、落石が多く、豪雨時にはたびたび通行止めとなるなど脆弱な道路であります。平成 23 年と 26 年には台風による豪雨で小島地区では道路が崩壊し、迂回路が完成するまで 3 ヶ月間も村内での移動が制約されました。また、平成 26 年の被災時には平鍋橋の上流部で国道 493 号線の山手崩壊が発生したために一時孤立し、地区全体が命の危険にさらされたことも記憶に新しいところです。

阿南安芸自動車道が開通しますと、日々の生活道として安全に利用できるほか、車での関西への移動時間が 3 時間程度となり、北川村特産物であるゆずなどの農産物の販路の拡大や観光振興を中心とした交流人口の拡大、近くに遊ぶところがないと云う若者のニーズにも大きく寄与します。また、近い将来必ず起こると云われる南海トラフ地震の際、北川村のみでなく高知県東部への緊急物資輸送や復興へのライフラインの骨格を成す命の道としての重要な路線となります。

こうしたことから、議長とともに、各道路整備促進期成同盟会等において、国や国会議員への要望活動に力を注いでまいりました。近年、これらの活動により、国会議員や国土交通省の幹部が北川村をはじめとする高知県東部にたびたび視察に訪れていただいております。また、昨年 6 月には、首相官邸におきまして、安倍昭恵首相夫人が直接、地域住民の皆様とお会いされるなど、地域住民の声を直接伝える機会も増えてまいりました。

そうした活動により、昨年末に安芸－奈半利間が計画段階評価を行う事が決定されました。

今後はこれまで以上に国や国会議員に向け、地域の実状や道路整備の必要性を強く訴え、一刻も早い阿南安芸自動車道路の全線開通を目指してまいります。

## <村民の安全・安心の確保について>

四つ目として「村民の安全・安心の確保」についてご説明申し上げます。

地域の防災力、中でも大切な「共助」、その基礎は「人」です。小規模集落が点在する本村におきましては、地域住民一人ひとりの命が守られなければ、共助を実行することが極めて困難となることから、「自分の命は自分で守り、守った命を地域で繋ぐことのできる体制を整える」ための政策を展開してまいります。

まず、一人ひとりの命を守るために、住宅の耐震化が重要です。このため、村内に所有者がいる住宅の耐震診断率を本年2月末現在の39.5%から5年後には80%に、耐震工事実施率を同じく13.3%から50%となるよう目指してまいります。

耐震化を推進するためには、住民の皆様への啓発活動が重要であるため、平成29年度は職員と診断士による年間200件の戸別訪問を目標に取り組みを強化いたします。また、住宅の耐震改修設計費への補助額を現行の200,000円から250,000円に拡充いたします。これにより、実質個人負担が100,000円から50,000円に軽減されますので、この補助金制度につきましても、戸別訪問等を通じて周知してまいります。

次に、守った命を地域で繋ぐ取り組みとして、12箇所の避難所ごとに避難所運営マニュアルを作成し、マニュアルに沿った避難所運営訓練を実施してまいります。

平成29年度は、3箇所で作成する予定ですが、このマニュアルは大規模災害発生時に、地域住民自らが避難所を運営していかなければならない状況が想定されることから、地域住民が主体的に実効性のあるマニュアルが作成できるよう支援をしてまいりま

す。

このほか、非常時の通信手段を確保するため、各避難所へ衛星携帯電話等を設置するとともに、各地区で住民の皆様から専任の防災代表者を選出いただき、今年度から役場に配置した地区担当職員との連携を強化するなど、地域防災力の強化のための体制整備にも努めてまいります。

### <日本一の元気な長寿村づくりについて>

五つ目として「日本一の元気な長寿村づくり」についてご説明申し上げます。

現在、村の65歳以上の高齢化率は40%を超えており、今後もさらに少子高齢化の進展が避けられないことから、高齢者施策は村で生活し続けられる環境を整備するうえで大変重要です。

私が基本政策の一つとして「日本一の元気な長寿村づくり」を掲げたのは、高齢化の先進地である高知県、その中でも先進地である北川村だからこそ、日本一を目指していかなければ、村は衰退してしまう、という危機感からです。

私は、帰村した時、祖母と2人で暮らしていました。その時を思い出し、また色々な話を聞き、何が幸せかと考えました。言葉は良くない気がしますが、『「ピンピンコロリ」、つまり死ぬ時まで元気で自分の身の回りの事は自分で出来ることではないだろうか』と。

その対策としまして、健康上の問題で制限されることなく生活できる期間とされる「健康寿命」の延伸を実現し、住み慣れた地域で永く健康で過ごせることを目指してまいります。そして、具体的な数値目標として、65歳以上に占める要介護者の割合である「要介護率」が全国で一番低い自治体となることを目指すことと

しました。なお、北川村の要介護率は平成27年度には13.8%で、全国一の自治体は5.7%となっております。

健康寿命を延ばすためには、高齢になってもできる限り心身の機能を維持し、広がりを持った社会生活を送ることができる環境づくりが重要です。

このため、良好な生活習慣の維持や、要介護とならないための健康づくりなどを進めてまいります。また、高齢者は加齢とともに健康に問題を抱える人が多くなりますが、身体の状態と心の状態は密接に関係しているため、心の健康づくりも重要となります。このため、社会福祉協議会等と連携し相談体制の充実を図るなど、高齢者の心の健康づくりにも取り組んでまいります。

村では、これまであったかふれあいセンターにおける運動機能の低下防止や生きがいづくり、心配ごと相談などを通じ、介護予防や高齢者の生活支援に取り組んでまいりました。今後も、これらの取り組みを継続するとともに、「住み慣れた地域で健康で長生き」を達成するために、3つの取組みを重点的に進めてまいります。

まず、一つ目は、生活習慣病などの早期発見、早期治療です。

健康寿命を延ばすためには、生活習慣病の予防や、がんなどの早期発見が必要となります。村では受診勧奨に力を入れてきましたが、検診受診率は伸び悩んでいることから、更なる動機づけとして、平成29年度から中芸広域で実施しているがん検診を村独自で無料化することといたしました。これにより、これまでの特定検診無料化とあわせて受診勧奨の効果を高め、生活習慣病の早期発見につなげてまいりたい、と考えています。

二つ目は、健康づくり・生活支援等の充実です。

無医村である北川村にとって、医療分野の専門スタッフの確保は喫緊の課題でした。今年2月にようやく看護師の資格を持

った保健福祉推進員の雇用が叶いましたので、今後、村駐在の保健師や社会福祉協議会等関係機関と連携した健康指導に力を注いでまいります。

具体的な役割としては、住民の皆様の健康に対する意識付け、特定検診などの受診勧奨をより効果的に行い、受診率の向上を図ってまいります。また併せて、あったかふれあいセンターで行っている介護予防事業のサポート、専門性を活かした高齢者の服薬指導や病院への受診同行、さらには必要に応じて個別支援計画を作成するなど、家族と病院とのつなぎ役として、高齢者の在宅生活を支援してまいります。

三つ目は、小規模多機能施設の開設です。

小規模集落が点在する本村では、一人暮らしの高齢者を中心に、退院後、自宅で食事や家事をするのに苦勞を強いられているケースが増えています。また、災害時や雨量規制により通行止めになった際に通院や帰宅が困難になるなど、住み慣れた地域で健康に暮らし続けるための課題が多くあります。このため、小規模でも多くの機能を併設する施設を保健福祉センターの敷地内に整備いたします。

例えば、一人暮らしの高齢者であれば、退院後、自宅で生活を送れるようになるまでの支援を行うこと、障がい者であれば、生活訓練や就業体験を行うこと、などの機能を検討しています。さらに高齢者と地域の子ども達や、その保護者との交流機能も持たせることなども想定しており、高齢者の新たな活動・活躍の場としての効果も見込んでおります。

以上の3つの取組みを、社会福祉協議会や健康づくり婦人会、民生児童委員の皆様と村が一体となって進めることで、地域福祉の充実と健康寿命の延伸を図ってまいります。

続いて、諸般の報告について申し上げます。

### <災害復旧について>

昨年、村内では豪雨により村道 2 件、農業施設 2 件、林道 2 件の計 6 件が被災を受けました。このうち村道 2 件、農業施設 1 件、林道 1 件はすでに工事が完成しております。残りの農業施設 1 件につきましては契約済み、林道 1 件につきましては今後、発注前の県関係部署による設計審査を経て入札手続きを進め、早期復旧に努めます。

県の管理施設につきましては、安芸土木事務所において河川施設 6 件の災害が発生しました。このうち 1 件は契約を済ませております。

また平成 26 年の台風 11 号により発生した小島地区の地すべり災害は被災後から行っていた調査結果を踏まえて、今年 2 月初めに災害査定が終了し、早期発注に向けた準備に入っております。

また、安芸林業事務所においては、1 件の災害が発生しました。次年度早々には工事の発注を行う予定とお聞きしております。

### <南海トラフ地震・防災対策について>

住宅の耐震化につきましては、2 月末現在で村内所有者のうち耐震が必要な住宅の耐震診断 12 件 (39.5%(154 件/390 件)、改修工事 9 件 (13.3%(52 件/390 件))となっています。

施政方針でご説明しましたとおり、今後は、目標を定めて計画的に職員及び診断士による戸別訪問を実施し、さらなる耐震化の啓発や促進に努めてまいります。

去る 2 月 5 日には、高知県主催による地震や豪雨などに伴う大

規模土砂災害を想定した防災訓練が開催されました。本村をはじめ、国や県、警察や消防など関係機関のご参加のもと、発災時に関係機関がいかに迅速、適切に対応すべきか、図上訓練を通じ課題を共有することができました。また、和田・小島地区では、住民参加による避難訓練や防災学習会が実施され、雨の中での訓練でしたが、17名の地元住民に参加いただきました。またその後の意見交換会で、貴重なご意見等もいただきましたので、今後の防災行政の取り組みに活かしてまいります。

加茂地区の避難所運営マニュアルにつきましては、1月に勉強会、2月に防災訓練を実施いたしました。住民の皆様为主体に関わっていただきながら、年度末の完成を目指して策定作業が進んでいるところです。

#### <住民の移動手段について>

住民の皆様の移動手段を守る方策につきましては、現在、福祉的な側面も含めて、村営バスの運行形態の見直しを検討しております。基本的な制度設計について、今後、関係機関と協議をすることとしており、平成29年度10月の運行開始に向けて、実行性と利便性の双方から実施前検証を重ねてまいります。

#### <保健福祉関係について>

保健福祉関係では、住民の方々の健康を守るために特定健診の受診向上に向けて取り組んでいるところですが、受診率は2月調査分で38.57%となっています。

施政方針でご説明いたしました、本年2月より保健福祉推進員を配置することができましたので、一人でも多くの方に受診いただけるよう来年度に向けて勧奨活動の強化を図ってまいります。

い、と考えています。

消費税率の引き上げによる所得の低い方々への負担軽減措置として給付する臨時福祉給付金については、2月末で支給対象世帯299世帯に対し256世帯85.6%の世帯に給付を行いました。

### <ゆずの振興について>

昨年、県やJA土佐あきなどと「北川村ゆずプロジェクトチーム」を設置し、第2回目の会合を去る2月20日に開催しました。今年度の活動実績や課題点の整理、また、次年度の計画等の検討を行い、特に小規模基盤整備を今後速やかに進めていくことを最優先課題として確認いたしました。

基盤整備につきましては、用地交渉や事業申請などの業務を円滑に進めるため、2月13日から農地利用集積専門員を配置し体制が整いましたので、目に見える具体的な成果につなげてまいります。

また、ゆず園地の若返りを目的に、苗木購入の支援を行っておりますが、本年度の希望数は例年の約2倍の4,453本あったと聞いております。一方で、供給数は2,520本と希望数の半分程度とのことでしたので、来年度に向け、配布するJAに対して苗木の確保を依頼するとともに、優良苗木の育成について、ゆず部に対し、村としても引き続き支援してまいります。

去る1月、フランス・リヨンで行われた外食産業見本市に、北川村ゆず輸出促進協議会として出展いたしました。この4年間の官民協働の取組みにより、フランスをはじめとする欧州各国で急速にゆずの知名度が高まり、今回の見本市でも新たに小売や業務用といった、今までに無かった販路を獲得したと聞いております。

また、見本市にあわせて開催されました、世界的料理大会で

ある「ボキューズ・ドール国際料理コンクール」で、日本代表のシェフに北川村のゆずを使っていただき、世界のステージでゆずをPRすることができました。

他県及び他国でも欧州をターゲットとしたゆずが生産され、競争は激化しておりますが、北川村産ゆずのブランド力をより高め、競争に生き残っていくためにも、今後とも海外展開への支援を継続してまいります。

### <ふるさときたがわ寄附金について>

ふるさと寄附金につきましては、2月末時点において3,257件、2,192万円と、目標の1,800万円を達成いたしました。

ゆず加工品や青果ゆず、お米、かんぱ餅、イノシシ肉やシカ肉等、村の魅力的な返礼品を観光PRと併せて積極的に情報発信をした成果だと考えています。今後も北川村産の魅力的な返礼品の掘り起こしや企画を進め、平成29年度は30,000千円の寄付金獲得を目指してまいります。

### <観光の振興について>

北川村温泉の改築工事につきましては、村産材や県産材を利用した木造CLT構造に設計を見直し、実施設計がほぼ完了いたしました。

平成29年度当初予算案に工事関連経費を計上いたしましたので、議決をいただきました後、速やかに補助金申請等の手続きを進め、入札に向けた準備を行います。その後「志国高知幕末維新博」の第2幕が始まる平成30年4月からの営業を目指してまいります。

3月5日に北川村観光びらきが行われ、昨年を大きく上回る約2,600人(対前年比約173%)の来場者がありました。会場では、

村内の商店、加工グループ、企業等に御協力いただき、北川村の特産品で来場者をもてなすことが出来ました。また、今年はモネの料理を再現する「モネの食卓」を企画するなど、賑やかに開催することが出来ました。ご協力をいただきました皆様にあらためまして感謝申し上げます。

モネの庭の平成28年3月から本年1月までの1年間の入園者数は63,377人となり、目標の62,000人を達成することができました。昨年5月の火災の影響によるレストラン棟の改修工事につきましては、3月末に工事が完了し、リニューアルオープンを開園記念日である4月19日に予定しております。

#### <移住促進について>

移住促進につきましては、ホームページでのPRや移住相談会の参加により、今年度の役場への相談件数は37件、このうち、ゆずの就農相談が9件ありました。県の定義に基づく移住実績は4組7名となっています。

移住住宅の整備につきましては、久府付地区2戸の住宅改修工事の入札を3月7日に行いましたので、今後速やかに工事を進めてまいります。野川地区の1戸については、今月中に設計が完了する予定となっております。また、小島の移住お試し住宅については耐震確認に時間を要したため、4月以降の工事発注となる見込みです。完成後は、ゆずの収穫体験など、ゆずの担い手確保と連携した運営を考えております。

#### <教育関係について>

(中岡慎太郎について)

中岡慎太郎館は3月4日に開幕した「志国高知 幕末維新博」の地域会場として、施設の改修を行いました。現在、慎太郎館が

収蔵する歴史史料を「収蔵品展」として5月29日まで展示しております。また、4月29日の開催に向けて、企画展「中岡慎太郎『倒幕』の決意」の準備を進めているところです。この企画展では、慶応2年から2年間、倒幕運動の中で慎太郎の書状から、当時の慎太郎の思いや決意を探るものとなっており、今回初公開となる書状の展示も予定していることから、大変見応えのある企画展になると考えています。

また、今後も平成30年12月まで続く「志国高知 幕末維新博」の期間中、企画展やイベントの開催など様々な取り組みにより、情報発信と来館者の増加を目指してまいります。

（中岡慎太郎マラソン大会について）

「第7回 中岡慎太郎マラソン大会」につきましては、12月20日に第1回の実行委員会を開催し、本年5月14日の開催に向けて準備を進めております。

ランナーの申込み状況につきましては、1月23日から募集を開始し、一般の部は2月6日に、小中学生の部も3月2日で定員を超過し締め切りました。

大会当日に向けまして、ボランティアの確保を中心に住民説明会の開催、協賛企業の募集等、地域全体で大会を盛り上げていくよう準備を進めてまいりますので、ご理解、ご協力のほど宜しくお願い致します。

また、本大会の実行目的や趣旨、効果もあわせて検証してまいります。

## <中芸広域連合関係について>

### (消防救急業務について)

消防業務につきましては、1月末現在、管内での火災発生件数は7件(田野町2件、奈半利町3件、北川村2件)で、前年同期と同数となっております。

救急業務につきましては、1月末現在、出場件数699件、搬送人員676人で、前年同期に比べ、件数で62件、人員で71人の大幅な増加となっております。

### (介護保険業務)

介護保険事業の運営状況は、11月末要介護(要支援)認定者数は926人(そのうち居宅サービス利用者数は467人、地域密着型サービス利用者数は101人、施設サービス利用者数は196人)となっております。

### (火葬場業務について)

火葬場業務につきましては、1月末現在で前年度同時期と比較して35件増加し、192件の火葬を行っております。

内訳につきましては、管内が178件(安田町37件、田野町30件、奈半利町70件、北川村26件、馬路村15件)、管外が14件となっており、約7.3%が管外からの利用となっております。

### (児童福祉業務について)

児童福祉に関する業務につきましては、本年度4月からの児童発達支援センターの開所に伴い2月までの申請件数は37件で、月平均の実件数は21件となっております。

また学童期を対象とした放課後等デイサービスは、月平均15.9件の利用状況となっております。

### <工事発注等の状況>

本年度の工事関係（工事・委託業務）発注状況につきましては、3月1日時点で、

区 分	総件数	発注件数	完了件数	発注率	完了率
・繰越明許費	19件	19件	14件	100%	73.7%
・現年予算	25件	22件	10件	88.0%	40.0%

昨年度からの繰越事業は3月末にすべて完成の予定です。災害復旧事業など今回の議会に繰越明許費として計上している事業につきましては、今後も引き続き早期完成に向けて事業の進捗を図って参ります。

### <終わりに>

本定例会には、平成29年度北川村一般会計予算など議案15件を提出させていただいております。

何卒、ご審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。